

インボイス制度」が始まります！

は、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

1 インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは

- 令和5年10月1日から開始する、仕入税額控除の方式です。
- 自分が買手の場合は、仕入税額控除を適用するために、売手(自分の取引相手)からインボイス(適格請求書)の交付を受けて保存する必要があります。
- 自分が売手の場合は、買手(自分の取引相手)へインボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)の登録を受ける必要があります、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。



2 じゃあ、私はどうしたらいいの？

農協と、農協以外の
業者さんへ出荷する場合で、
何か違いがあるの？

発行事業者の登録を
しないとどうなるの…？

仕入税額控除ってなに？

申告って、どう計算するの？

登録を受けるかどうかって、
どう判断したらいいの？

インボイスって
どう作ればいいの？

このような疑問をお持ちの方は、こちらをご覧ください。
また、インボイス制度でお悩みの方は
「説明会」や「特設サイト」をご利用ください！

